（様式１１）

令和　　年　　月　　日

設計共同企業体結成届

金武町長　仲間　一　　殿

〇〇・△△設計共同企業体

代表企業（代表構成員）

住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

構　成　員

住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

構　成　員

住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

このたび、金武町複合庁舎建設基本設計業務の公募型プロポーザルに参加するため設計共同企業体を結成したので、届け出ます。

なお、この届け及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

（様式１１－１）

共 同 企 業 体 協 定 書

（目　的）

1. 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

１　金武町発注に係る金武町複合庁舎建設基本設計業務

２　前号に付帯する事業。

（名　称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、業務の委託契約の履行後３月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

代表者

住所

商号又は名称

代表者

住所

商号又は名称

代表者

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表とする。

（代表者の権限）

1. 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

1. 代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

２　構成員のうち、最小の出資者の出資比率は２者の場合３０％以上で、３者の場合は２０％以上でなければならない。

％

％

％

３　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

1. 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とし、

共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決　算）

第１２条　当企業体は、業務完成の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用する。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（業務完了後解散までの間における構成員の脱退、破産又は解散した場合の措置）

第１９条　構成員の中のいずれかが業務完了後当企業体が解散に至るまでの期間において脱退、破産又は解散した場合における処置については運営委員会の決するところによる。

（協定書に定めのない事項）

第２０条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○○○○○他○社は、上記のとおり○○○○○○○・△△△△△△△設計共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印の上、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞